

令和4年2月

埼玉県社会保険労務士会会員 各位

埼玉県社会保険労務士会
会長 澤田 裕二
全国健康保険協会 埼玉支部
支部長 柴田 潤一郎

退職後すみやかな保険証返却に関する事業主への周知について（協力依頼）

拝啓 向春の候 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全国健康保険協会埼玉支部では、資格喪失後受診による返納金発生防止を目的に、保険証の早期回収の取り組みを行っております。

ご存知のとおり、資格喪失日または扶養解除日以降、これまで使用されていた健康保険証は無効となり、速やかな返却をお願いしておりますが、無効となった保険証をご利用されるケースは増加傾向にあり、埼玉支部での令和2年度の資格喪失後受診の件数は約7,400件、金額は2億7千万円にのぼっています。

この医療費は、本来協会けんぽで負担する必要のない医療費であり、加入者の方から後日お返しいただくこととなりますが、その負担額が非常に高額になるケースもあります。また、この医療費は協会けんぽの財政健全化を妨げる要因のひとつとなり、事業主・加入者の皆さまにご負担いただく健康保険料率にも影響することとなります。

埼玉県社会保険労務士会会員の皆さまにおかれましては、受託先事業所のご担当者様への保険証の早期回収についての更なる周知、および、速やかな返却についてご協力をお願いいたします。なお、協会けんぽによる保険証早期回収のための取組内容、および、無資格受診となってしまった場合のその後の手続き内容について、別紙によりご案内いたしますのでご参照ください。

埼玉県社会保険労務士会としましても、事業主、加入者の皆様のご負担を減らし、健康保険財政の健全化につながることも踏まえ、会員の皆様にご協力を依頼するものでございます。お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

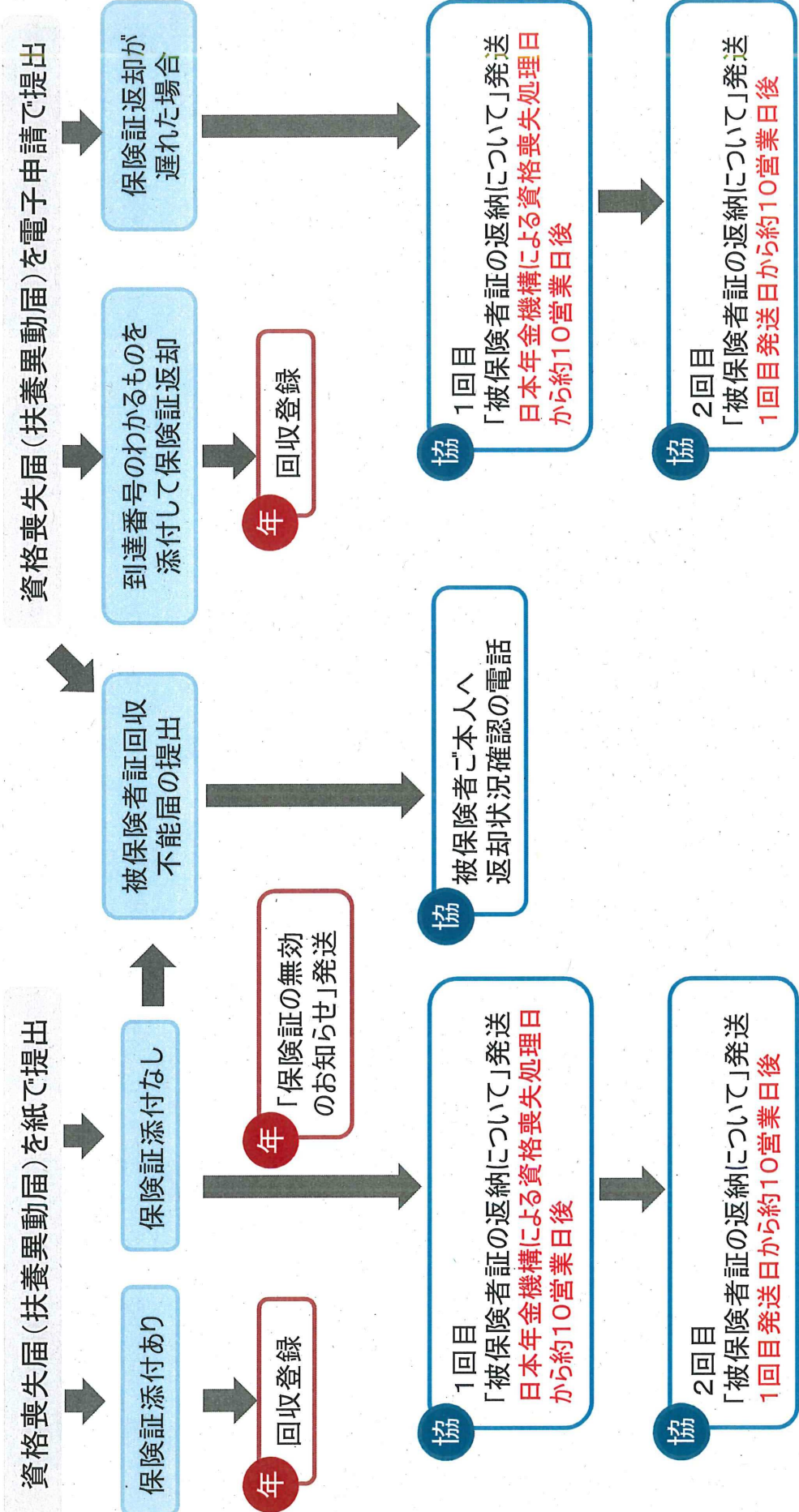
（お問い合わせ先）
全国健康保険協会 埼玉支部
レセプトグループ
電話 048-658-5914

協会けんぽの保険証回収のための取り組みについて

資格喪失後受診防止を目的とした健康保険証早期回収のため、被保険者ご本人への文書での保険証返却催告、電話催告等を行っています。また、回収率の低い事業所への文書等による勧奨も実施しています。

＜催告の流れ＞

年 日本年金機構での処理 協 協会けんぽでの処理



資格喪失後に無効となった保険証を使用して受診した場合の手続きの流れ

資格喪失後に無効となった保険証を使用して医療機関を受診した場合、協会けんぽが負担している医療費（総医療費の7割～）を後日お返しいただくことになります。次に加入した健康保険で清算する場合の手続き方法は以下の通りです。

1. 債務者ご自身で清算する方法

協会けんぽから届く納付書で医療費を返納

➡

次に加入された健康保険へ療養費（立替払）の申請をします。
申請方法は次に加入した健康保険へ直接お問い合わせください。

＜療養費（立替払）の申請に必要な添付書類＞

- ・医療費を返納した際の領収証
- ・協会けんぽからお送りする診療報酬明細書

※診療報酬明細書が必要な場合は、必ず協会けんぽへご連絡ください。

2. 協会けんぽと次に加入した国民健康保険で直接医療費の清算を行う方法（保険者間調整）

協会けんぽから納付書が届いたら、保険者間調整を希望することを、協会けんぽへ連絡

➡

協会けんぽから手続きに必要な書類をご本人へ送付します。
速やかにご提出ください。

➡

協会けんぽと次に加入した国民健康保険との間で、直接清算手続きを進めます。

➡

手続きが完了しましたら協会けんぽから通知をお送りします。完了まで半年程度かかります。

※国民健康保険以外の健康保険に加入の場合でも保険者間調整が出来る場合があります。ご相談ください。

△ご注意ください！

- ・次の健康保険への療養費の申請、保険者間調整とも請求できる期間には時効があります。
- ・協会けんぽと次に加入の健康保険に自己負担割合等の相違がある場合、精算額に差額が出る場合があります。

健康保険被保険者証の無効のお知らせ

あなたは、下記記載の資格喪失年月日をもって、健康保険の被保険者資格を喪失しましたので、これまでお持ちになっていた健康保険被保険者証は同日以降無効となります。

あなたが、現在も無効の被保険者証をお持ちのときは、速やかに返納するようお願いいたします。

もし、無効の被保険者証を使用して医師の診療を受けた場合は、後日その医療費を返還していただくことになりますのでご注意ください。

本状到着の際すでに返納している場合は、行き違いですのでご了承ください。

*** 総合計 ***

枚

事業所整理記号	
番号	
被保険者氏名	
生年月日	
資格喪失年月日	

返納対象者	
-------	--

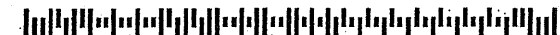
その他 枚

令和 年 月 日

作成年月日

お問い合わせ番号 253-

様



1119 1 208112 0000001#

T008 0001 000006 301 11

330-8686

さいたま市大宮区錦町682-2

大宮情報文化センター16階

全国健康保険協会 埼玉支部

048-658-5919

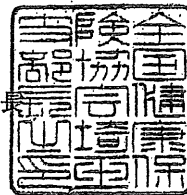
健康保険被保険者証の返納について

本ご案内作成年月日時点において、下記の被保険者証の返納が確認できておりません。現在もお持ちの場合は、お手数ですが至急同封の返信用封筒にてご返却ください。

なお、すでに事業主等へ返却または滅失等お届けされている場合は、行き違いですのでご容赦ください。

全国健康保険協会

埼玉支部長



記

被保険者証の記号・番号

事業所名称

被保険者氏名

返納対象者氏名

令和 年 月 日

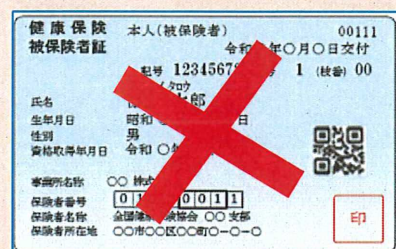
資格喪失

- 本案内は資格喪失後の保険証使用防止を目的にお客様へご案内しております。資格喪失日および扶養認定解除日以降は、被保険者証は使用できません。
- 当該被保険者証を使用し、医療機関等を受診された場合、医療費の保険負担分（総医療費の7割～9割）を返還していただくことになります。
- 高齢受給者証、限度額適用（標準負担額減額）認定証、特定疾病療養受療証をお持ちの場合はあわせてご返納ください。
- ご不明な点がございましたら当協会支部までお問い合わせください。



会社を退職された方へお知らせです！

退職もしくは扶養から外れたら
保険証は無効となり
使用できません
保険証は速やかにご返却ください



⚠無効となった保険証を使用された場合
後日医療費(総医療費の7割～)を
お返しいただくことになります



保険証が使用できる期間

従業員、社員、パート(被保険者)

健康保険加入日(就職日)から
退職日まで

退職日当日まで有効です

扶養のご家族さま(被扶養者)

扶養となった日から
扶養から外れた日の前日まで

<扶養から外れる例>

- ・就職で自身が被保険者になった
- ・別居や離婚で生計が別となった
- ・収入が増え、扶養の範囲内ではなくなったなど

※現在、通院中の病院がある場合は、健康保険が切り替わったことを申し出て、
新しい保険証を提示し受診してください。



全国健康保険協会 埼玉支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

(令和4年2月)

社会保険事務ご担当者様へのお願い

従業員の方の退職時に、保険証の回収が出来なかった場合は以下の2点を必ずお伝えください。

① 保険証は退職日の翌日から無効になります (扶養だったご家族も同じです)

こんな勘違いにご注意！！

- ・次の保険証が手元に届くまで使用できる。→使用できません。
- ・月の途中で退職したので、月末まで使用できる。→使用できません。

② 退職の翌日以降、医療機関を受診する場合は 必ず次に加算した保険証を提示してください

・無効になった保険証を使用してしまうと、後日協会けんぽで負担した医療費(医療費総額の7割～)を返金していただく場合があります。

・次の保険証が手元に届く前に受診する場合は、必ず医療機関(薬局を含む)の窓口でその旨をご相談してください。

保険証が返却されたら、速やかに日本年金機構または協会けんぽへご返送をお願いします。

資格喪失届を提出時に添付できない場合、「保険証返却のお願い」という催告の手紙を元従業員の方へ直接お送りします。

職場へすでに返却済みにも関わらず、保険証返却の催促の手紙が元従業員の方へ届き、不信感を持たれるケースが増えてきています。

